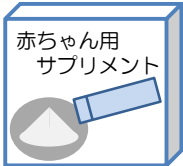


「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー	含まれる食品の範囲
●健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	■ 乳児用調製粉乳 
●乳児の飲食に供することを目的として販売するもの →消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。 ※現在、消費者庁において乳児用食品の表示基準設定を検討している。	■ 乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルク等の粉ミルクを含む  ■ 乳幼児用食品 おやつ等 赤ちゃん用 たまごボーロ  7ヶ月から ソフトせんべい  ■ ベビーフード 離乳食 7 か月ごろ  ベビーフード  ■ 乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用 ジュース 6 か月ごろ～  のむヨーグルト 6 か月ごろ～  ■ その他 服薬補助ゼリー、栄養食品等 おくすりゼリー  赤ちゃん用サプリメント 

「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。

■「牛乳」の区分に含める食品

牛乳



低脂肪乳



加工乳



乳飲料



乳等省令における「乳」

■「牛乳」の区分に含めない食品

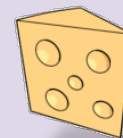
乳酸菌飲料



発酵乳



チーズ



乳等省令における「乳製品」

- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である**50 Bq/kg**を基準値とする。

■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

● 基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

注）のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない**。茶は、製造、加工後、**飲む状態**で飲料水の基準値を、**米ぬかや菜種などを原料とする油は油で**一般食品の基準値を適用する。

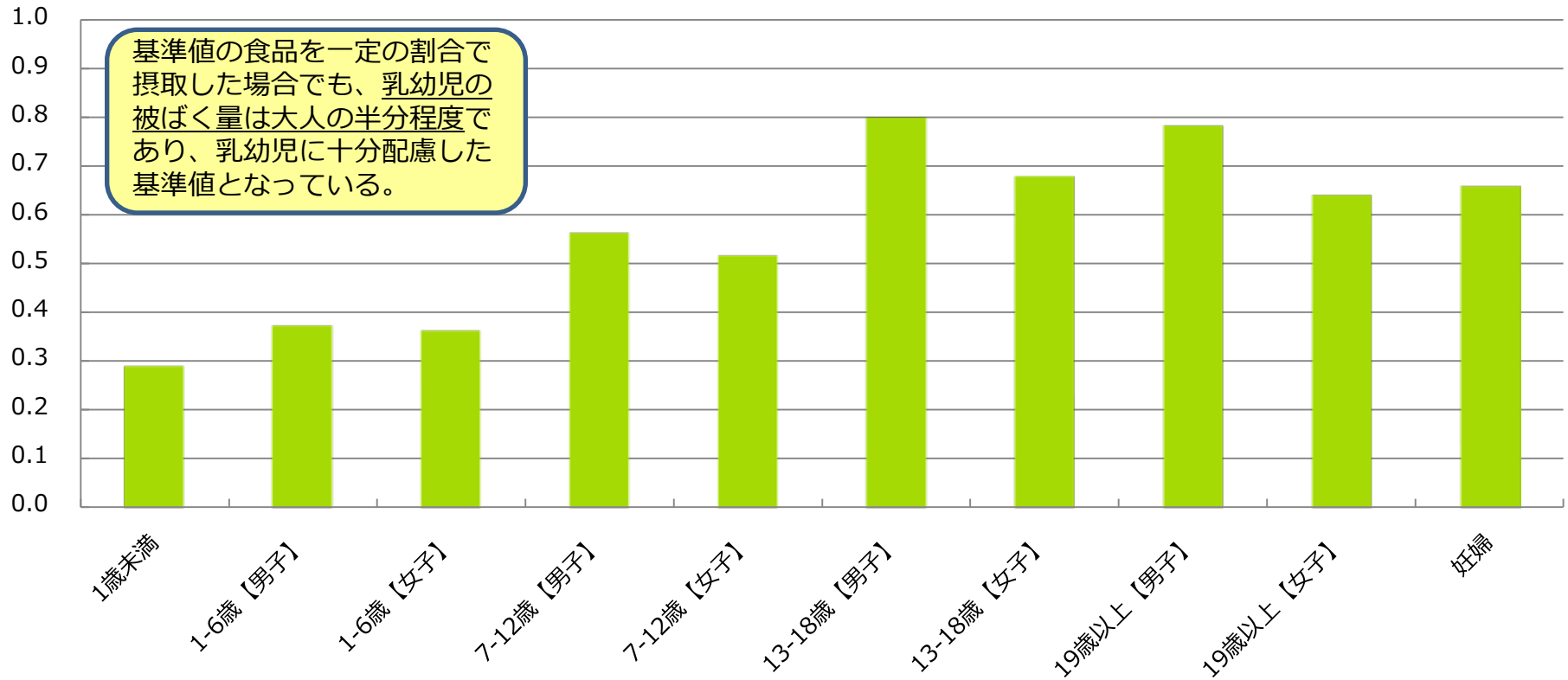
■ 経過措置の設定について

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。



■ 基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)



● 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%として、「一般食品」は汚染割合50%として算出